

「学校支援メニュー」事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、しが学校支援センター（滋賀県教育委員会事務局生涯学習課内、以下「センター」という。）が実施する出前授業や見学受け入れ等の活動を学校支援メニュー（以下「メニュー」という。）として登録を行う場合の基準および手続きを定め、その事務の適正な処理を図ることを目的とする。

(学校支援メニューの登録)

第2条 この要領の規定に基づき実施するメニューは、次に掲げる団体等が行う出前授業や見学受け入れ等の活動（以下「連携授業」という。）とする。

(1) 県機関（県庁各課、県立施設、県地方機関等で指定管理者が管理する県立施設等を除く。

以下同じ。）

(2) 国、独立行政法人、国立大学法人および特殊法人

(3) 地方公共団体、地方独立行政法人、公立大学法人および地方公社

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者

(5) 企業（支社等の単位によるものを含む。）

(6) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(7) 各号に掲げるもののほか、地域等において生涯学習に係る活動を行っている団体および個人

2 前項各号に掲げる団体等が、この要領に基づき当該団体等が行うメニューの提供をしようとするときは、あらかじめ生涯学習課長に申請して、当該メニューの名称、内容、対象者等について、登録を受けなければならない。

3 前項の規定による申請は、登録申請書（様式第1号）（以下「様式第1号」という。）を生涯学習課長に提出することにより行うものとする。

4 第1項第5号または第7号に掲げる団体等が第2項の規定による申請を行うときは、前項の登録申請書に誓約書（様式第2号）を添付して当該申請を行わなければならない。ただし、誓約書は、次に掲げる団体等は添付を要しない。

(1) 地域で学ぼう「出前講座」に登録されている団体等

(2) 団体の設置について県が関与している団体等

(3) 県の事業について大きく関与している団体等

5 生涯学習課長は、必要があると認めるときは、メニューを実施する団体等の規約、役員名簿、活動実績等の資料の提出を求めることができる。

6 前項に規定する資料の提出がない場合は、生涯学習課長は当該メニューの登録をしないことができる。

7 生涯学習課長は、第2項の規定による申請があったとき、申請内容を審査し、その結果を当該申請を行った団体等に通知するものとする。

8 生涯学習課長は、審査の結果、登録することを決定したときは、速やかに申請されたメニューを登録するとともに、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」に当該メニューの情報を掲載するものとする。

9 前項の規定による登録を受けた団体等（以下「支援者」という。）は、登録した内容に変更が生じたときは、生涯学習課長に届け出なければならない。

(登録の基準)

第3条 前条第2項の規定によるメニューの登録は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。

(1) 学校における教育活動を支援する内容として適切であること。

(2) 原則として県域での支援が可能なものであること。

(3) 学校の負担経費が適切であること。

- (4) 営利を目的とするものでないこと。
 - (5) 特定の政治団体の政治活動に関するものでないこと
 - (6) 特定の宗教団体の宗教活動に関するものでないこと。
 - (7) 特定の団体の活動に勧誘するものでないこと。
 - (8) 公共の福祉に反するものでないこと。
 - (9) その他法令、規則等に違反するものでないこと。
- 2 個人登録の場合は、前項第1号に規定する「支援する内容として適切であること」には、登録申請以前に複数回の学校支援の実績があることを含むものとする。
 - 3 第1項第4号に規定する「営利を目的とするもの」には、当該メニューを通じて特定の物品の購入を勧誘することを含むものとする。
 - 4 登録団体は、自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 第1号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者
 - (7) 第2号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体

（登録の取消）

- 第4条 生涯学習課長は、登録団体等が前条第1項各号の基準を満たすことができなくなった場合、登録団体等が前条第4項各号に掲げる団体であることが判明した場合、または登録団体等から「学校支援メニュー」登録辞退届（様式第3号）が提出された場合は、登録を取り消すことができる。
- 2 生涯学習課長は、登録団体等の信用失墜行為があったと認めた場合は、登録を取り消すことができる。

（メニューの提供）

- 第5条 メニューは、教職員、保護者、PTA会員等（以下「依頼主」という。）からの依頼に基づき、登録団体等が提供をするものとする。
- 2 これまでに実績がない前項に掲げる依頼主が、連携授業を申込みする場合、センターに依頼・相談をするものとする。
 - 3 センターは、連携授業の申込みがあった場合は、メニューを登録している支援者に、依頼があったことを伝達し、支援者がその内容を了承したときは、依頼者に登録団体の担当者名および連絡先を開示するものとする。
 - 4 支援者は、依頼があったときは、速やかに依頼内容についてその可否を決定し、センターに口頭で通知するものとする。
 - 5 依頼者は、連携授業において、メニュー等の提供を受けることとなった場合は、支援者と綿密な調整を行った上で、連携授業を実施するものとする。
 - 6 連携授業は、依頼主の責任において実施するものとし、生涯学習課長は連携授業について一切その責めを負わないものとする。
 - 7 依頼主は、連携授業実施後、生涯学習課長にアンケートを提出するものとする。
 - 8 生涯学習課長は、メニューに係る情報を提供し、連携授業の利用促進を図るため、前項の規定により依頼主から提出されたアンケート等をもとに実践例を滋賀県学習情報提供システム「におね

つと」に掲載することができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は生涯学習課長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 生涯学習課長は、この要領の施行前においても、第2条から第6条までの規定の例により、メニューの登録に係る手続を行うことができる。
- 3 この要領の施行前に登録したメニューは、この要領の規定により登録されたメニューとみなす。
- 4 この要領の施行前に登録されたメニューで、連携授業においてメニューの提供を受けようとする依頼主からこの要領の施行前に申込のあったものの実施については、なお従前の例による。